

令和2年5月19日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

熊取町長 藤原 敏司
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望書への回答について

2020年4月20日付けでご要望のあった件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

要望① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続も簡易にし感染症防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

回答① 傷病手当金の給付に関する条例等の整備は国基準に基づき令和2年5月7日付けで制定し公布したところであり、その基準を超えた支給については考えておりません。周知については、ホームページ等により行っており、また、申請につきましては個々の事情に応じて郵送での申請も可能としております

要望② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるよう条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染予防のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

回答② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者への保険料減免については、国の基準を踏まえつつ、運用面での精査を行っているところであり、できるだけ早く周知できるように取り組んで参ります。また、申請については個々の事情に応じて郵送での申請も可能とする方向で検討して参ります。

要望③ 納付困難な保険料について納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。

回答③ 納付の猶予については、ホームページ等により周知しており、引き続き個々の相談内容に応じて適切に対応して参ります。

要望④ 違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと

回答④ 滞納処分については、相談内容や状況の調査のうえ、該当世帯が生活困窮に陥ることがないように、従前から適切に対応させていただいています。

要望⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

回答⑤ ②の対象者と同様に一部負担金減免の対象とすることは、現時点で国基準にも示されていないため、一部負担金の減免については、新型コロナウイルス感染症の影響によるものかどうかにかかわらず、減免基準に該当する場合には、適切に対応して参りたいと考えます。また、従前からホームページ等により制度の周知を図っており、個々の事情に応じて、郵送による申請にも対応できるよう、適切に対応して参ります。